

自治会・町内会ハンドブック

2

—令和7年度版—



新潟市中央区

自治会・町内会ハンドブック 2

目 次

自治会・町内会活動に際して

- 1 届出・連絡・問い合わせなど・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 市・区からのお願いなど・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 自治会・町内会等への主な助成制度等・・・・・・・・・・ 6
- 4 主な事務の年間予定（令和7年度）・・・・・・・・・・ 29

自治会・町内会活動に際して

1 届出・連絡・問い合わせなど

項目	概要	関連ページ	問い合わせ先
自治会・町内会の設立等	自治会・町内会の設立や法人化などに関する相談に応じます。	—	中央区地域課 地域振興グループ TEL 223-7025
自治会・町内会の代表者変更	自治会・町内会の会長変更の際は、届出が必要です。	—	
自治会・町内会事務委託	毎年度4月1日と10月1日時点の世帯数の報告が必要です。振込口座名義（金融機関）を変更したときも届出が必要です。また、決算書も毎年度提出してください。	P.8 [事業番号 1]	
市民活動保険	ボランティア等公益的な市民活動中のケガや事故を対象とした保険制度です。	P.27 [事業番号 31]	
防犯灯	<ul style="list-style-type: none"> ・設置補助金の申請は、5月末日までにお願いします。 ※6月以降の申請は要相談 ・電気料補助金の申請は、11月末日までにお願いします。 ※電力会社から送付される9月分の「領収書」と「電気料金請求内訳書」等が必要です。 	P.10 [事業番号 5・6]	
ごみ出し支援事業	高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯が、有償ボランティアなどのごみ出しを利用するためには、団体登録が必要です。※団体登録には、協力員及び利用者の名簿が必要です。	P.15 [事業番号 13]	中央区 窓口サービス課 生活環境係 TEL 223-7168
クリーンにいがた推進員	ごみの分別等の指導・助言などを行う推進員を推薦するときは、届出が必要です。 (推薦員の任期は1年です。)	P.13 [事業番号 10]	
ごみ集積場の設置・修繕	ごみ集積場・看板の設置、修繕などにかかる費用には、補助金制度があります。	P.14 [事業番号 11]	
環境美化活動	公園や道路の一斉清掃や側溝清掃などの活動には、補助制度があります。	P.14 [事業番号 12]	
ボランティア清掃	実施にあたり、ごみ袋やごみバサミ、ごみの回収などが必要なときは、事前に計画書の提出が必要です。	—	

項目	概要	関連ページ	問い合わせ先
集団資源回収	新たに集団資源回収を開始するときや代表者、振込口座など登録内容に変更があったときは、届出が必要です。詳細についてはお問い合わせください。	P.16 [事業番号 14]	中央区 窓口サービス課 生活環境係 Tel 223-7168
衛生害虫駆除	対象となる衛生害虫駆除用の薬剤の購入には、補助金制度があります。	P.17 [事業番号 16]	
し尿汲み取り	自治会・町内会の集会所などのし尿の汲み取りを開始するときには、届出が必要です。また、代表者の変更や廃止などがあったときは連絡してください。	—	
空き地・空き家の管理	管理不全の空き地・空き家について、自治会で所有者確認が困難な場合は、ご相談ください。	—	
小動物の死骸の処分	小動物の死骸などを回収します。発見したときは、詳しい場所などを連絡してください。	—	
災害時の消毒薬などの配布	水害など災害時における環境衛生保持のため、石けん液を配布しますので、お問い合わせください。	—	
ねずみ駆除用捕獲器の貸出	ねずみ駆除に使用する捕獲器を借りるときは、事前予約が必要です。	—	保健所 環境衛生課 Tel 212-8269
自治会・町内会集会施設の固定資産税減免	前年度に減免された団体には減免申請書を送付しますので、期限までにご提出ください。新たに減免を希望される場合はご相談ください。	—	資産税課家屋係 Tel 226-2280 資産税課土地係 Tel 226-2269
認可地縁団体に係る法人市民税の均等割の減免	減免を希望する認可地縁団体は、毎年減免の申請が必要になりますので、法人市民税均等割減免申請書・法人市民税均等割申告書を期限内（※令和7年度分は4月30日（水）まで）に提出してください。手続きの詳細など不明な点については、お問い合わせください。	—	市民税課 法人・諸税係 Tel 226-2249
認可地縁団体に係る法人市民税の代表者変更	認可地縁団体の代表者が交代したときは、届出が必要になりますので、交代後30日以内に届出をしてください。手続きの詳細など不明な点については、お問い合わせください。	—	

項 目	概 要	関 連 ペー ジ	問 い 合 わ せ 先
道路, 公園 などの維持, 修繕	道路, 橋梁, 公園の修繕, 補修工事及び側溝清掃後の土砂回収並びに除雪, 凍結防止剤の配布に関する相談に応じます。	—	中央区建設課 維持係 TEL 223-7420
道路などの 新設	道路・側溝の新設, 改良等の施工に関する相談に応じます。	—	中央区建設課 整備係 TEL 223-7431
防災訓練	防災訓練の活動助成金の申請は, 訓練実施日の2週間前までに提出願います。また実績報告書は訓練実施後30日以内(期限日が休日の場合は前倒し)に提出してください。消防署や消防団などから講師の派遣が必要なときは, 事前にご相談ください。	P.11 [事業番号 8]	中央区総務課 安心安全グループ TEL 223-7064



2 市・区からのお願いなど

市・区から自治会・町内会長にお願いする事項があります。極力ご負担をかけないよう配慮をしておりますが、いずれも行政の円滑な運営のためやむを得ずお願いするものです。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

項 目	概 要	問い合わせ先
文書の回覧	市・区から住民の皆さまにご覧いただきたい情報やお願いごとに関する文書を月 2 回（1 日・15 日）の基準日にあわせて送付させていただきます。回覧板などを通じご周知ください。	市・区各課または 中央区地域課 地域振興グループ TEL 223-7025
ごみの排出と地域美化活動に関する事	ごみ出しマナーの徹底と地域美化活動の推進にご理解とご協力をお願いします。	中央区 窓口サービス課 生活環境係 TEL 223-7168
ごみカレンダーに関する事	カラー印刷で分かりやすく作成したごみカレンダーを例年 3 月に自治会・町内会長等に配布をお願いしていますので、ご協力をお願いいたします。	
新潟県交通災害共済に関する事	例年 1 月に自治会・町内会長へ、新潟県交通災害共済の会員募集パンフレットの配布や加入取りまとめをお願いしております。ご協力をお願いします。	中央区総務課 安心安全グループ TEL 223-7065
日本赤十字社の協力金の募集に関する事	毎年、自治会・町内会長あてに日本赤十字社新潟県支部の協力金のとりまとめをお願いしております。日赤事業の趣旨にご理解とご協力をお願いします。	中央区健康福祉課 地域福祉担当 TEL 223-7252
民生委員児童委員の活動に関する事	地域において社会福祉を推進するために「福祉のつなぎ役」を担う民生委員・児童委員の活動に、ご理解とご協力をお願いします。なお、民生委員・児童委員の委嘱に関して、各地区民生委員児童委員協議会から推薦候補者の相談がありましたら、ご協力をお願いします。	

項 目	概 要	問い合わせ先
国勢調査に関すること	<p>5年ごとに国勢調査を実施します。調査は全世帯が対象になります。自治会・町内会代表者には、調査員の推薦をお願いしますので、ご理解とご協力をお願いします。</p> <p>【国勢調査は2025年10月です。】</p>	<p>総務部総務課 統計係 TEL 226-2413</p>
住宅防火に関すること	<p>住宅火災の原因の多くが、電気関係、放火（疑い含）、ストーブ、たばこ、こんろなどによるものです。地域の安心安全を守るため、地域ぐるみで火災予防に努めましょう。また、住宅用火災警報器は火災を早期に発見し、逃げ遅れを防ぐため必ず設置していただくとともに、設置から10年経つと、劣化等により正常に作動しないことがあるため、年2回は点検するようご協力をお願いします。</p>	<p>消防局予防課 TEL 288-3230 中央署予防課 予防調査係 TEL 288-3119</p>

3 自治会・町内会等への主な助成制度等

- (1) 自治会等事務委託 8
自治会等事務委託 [事業番号 1]

- (2) 集会所に関する助成制度 8
自治会等集会施設借上補助金 [事業番号 2]
自治会等集会所用地借上補助金 [事業番号 3]
自治会等集会所建設費補助金 [事業番号 4]

- (3) 防犯・防災・交通安全に関する助成制度 10
防犯灯設置補助金 [事業番号 5]
防犯灯電気料補助金 [事業番号 6]
自主防災組織結成助成 [事業番号 7]
自主防災組織活動助成金 [事業番号 8]
防災土育成助成金 [事業番号 9]

- (4) 循環型社会づくりに関する助成制度 13
クリーンにいがた推進員制度 [事業番号 10]
ごみ集積場設置等補助金 [事業番号 11]
地域清掃活動費等補助金 [事業番号 12]
ごみ出し支援事業支援金 [事業番号 13]
集団資源回収活動奨励金 [事業番号 14]
リユース食器普及事業 [事業番号 15]

- (5) 衛生に関する助成制度 17
衛生害虫駆除用薬剤購入費補助 [事業番号 16]

- (6) 福祉に関する助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 赤ちゃん誕生お祝い会&交流会支援事業 [事業番号17]
 - 敬老祝会助成事業 [事業番号18]
 - 地域の茶の間支援事業（地域の茶の間助成事業） [事業番号19]
 - 地域の茶の間支援事業（週1回以上） [事業番号20]
 - 住民主体の訪問型生活支援 [事業番号21]
- (7) 排水ポンプ・私道・除雪等に関する助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 応急排水ポンプ維持管理費助成 [事業番号22]
 - 私道等整備費助成 [事業番号23]
 - 自治会除雪助成 [事業番号24]
 - 新潟市歩道除雪奨励金交付制度 [事業番号25]
 - 新潟市歩道除雪機械購入補助金交付制度 [事業番号26]
 - 公園愛護協力費 [事業番号27]
 - 新潟市緑化活動推進事業 [事業番号28]
- (8) その他の制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 地域活動補助 [事業番号29]
 - 設備整備補助 [事業番号30]
 - 市民活動保険 [事業番号31]
 - 空き家活用推進事業（地域活動活用タイプ） [事業番号32]
 - 新潟市バス停上屋等整備事業補助金 [事業番号33]

(1) 自治会等事務委託

制 度 名	自治会等事務委託	事業番号	1
助 成 対 象	自治会・町内会と事務委託契約を結び、行政連絡事務等を委託し、自治会・町内会に委託料を支払います。		
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯割 94円×世帯数×12ヶ月 ・均等割 世帯数に応じた年額 <ul style="list-style-type: none"> 100世帯未満 5,500円 100世帯以上 500世帯未満 6,000円 500世帯以上 6,500円 <p>※事務委託料の計算に使用する世帯数は、文書の回覧や各戸配布をする世帯数です。</p>		
交付対象団体	自治会・町内会		
問い合わせ先	中央区地域課地域振興グループ	223-7025	

(2) 集会所に関する助成制度

制 度 名	自治会等集会施設借上補助金	事業番号	2
助 成 対 象	自治会・町内会又はその連合組織がコミュニティ活動としての集会を行うため、市の所有する以外の集会施設を借り上げる場合に要する経費の一部を補助します。		
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：年間借上料（転貸収入を除く） ※敷金、権利金等や維持管理費は対象外 ・補助率：1/2（1,000円未満切り捨て） ・限度額：300,000円 		
申請期間等	新規の申請・借上げ内容の変更については、前年度の7月末日までに、事前相談が必要		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会		
問い合わせ先	中央区地域課地域振興グループ	223-7025	

制 度 名	自治会等集会所用地借上補助金	事業番号	3
助 成 対 象	自治会・町内会又はその連合組織がコミュニティ活動としての集会を行うため、市の所有する以外の集会所用地を借り上げる場合に要する経費の一部を補助します。		
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：年間借上料（転貸収入を除く） ※敷金、権利金等や維持管理費は対象外 ・補助率：1/2（1,000円未満切り捨て） ・限度額：100,000円 ・限度面積：1階床面積の3倍以内（600㎡限度） 		
申 請 期 間 等	新規の申請・借上げ内容の変更については、前年度の7月末日までに、事前相談が必要		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会		
問い合わせ先	中央区地域課地域振興グループ	223-7025	

制 度 名	自治会等集会所建設費補助金	事業番号	4
助 成 対 象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動を行うため、その拠点となる集会所を建設、購入又は修繕する場合に要する経費の一部を補助します。		
助 成 内 容	<p>【建設費補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：1/2（1,000円未満切り捨て） ・基準単価：125,000円（限度） ・限度額：8,000,000円 （大規模 12,000,000円 *500世帯以上かつ250㎡以上） <p>【修繕費補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：1/3（1,000円未満切り捨て） ・限度額：1,000,000円（10年間累計額） （ただし、経費が30万円に満たない場合は補助対象としない。） 		
申 請 期 間 等	前年度の8月末日までに、事前相談が必要		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会		
問い合わせ先	中央区地域課地域振興グループ	223-7025	

(3) 防犯・防災・交通安全に関する助成制度



制 度 名	防犯灯設置補助金	事業番号	5
助 成 対 象	自治会・町内会又はその連合組織，地域コミュニティ協議会が自主的に設置管理する防犯灯を対象に，設置費用の一部を補助します。		
助 成 内 容	<p>【防犯灯（LED灯などの環境配慮型防犯灯）を設置する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：設置に要する費用×1/2（100円未満切り捨て） ・1灯あたりの限度額：30,000円 <p>※新設防犯灯は設置場所に条件あり</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既設防犯灯から25メートル以上離れた場所に設置 ② ①を満たさない場合，既設防犯灯から照明効果が及ばない場所に設置 <p>※補助対象外：60Wを超えるLED灯の新設 LED灯以外（蛍光灯・水銀灯など）の新設・取替</p> <p>【専用柱を設置する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：設置に要する費用×1/2（100円未満切り捨て） ・1本あたりの限度額：33,000円 		
申 請 期 間 等	提出期限：5月30日までに交付申請書を提出 6月以降の申請は要相談		
交付対象団体	自治会・町内会，連合自治会，コミュニティ協議会		
問い合わせ先	中央区地域課地域振興グループ	223-7025	

制 度 名	防犯灯電気料補助金	事業番号	6
助 成 対 象	自治会・町内会又はその連合組織，地域コミュニティ協議会が自主的に設置管理する防犯灯を対象に，電気料の一部を補助します。		
助 成 内 容	<p>【環境配慮型防犯灯（LED灯等）の電気料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：9月分の電気料金×12ヶ月（100円未満切り捨て） ・1灯あたりの限度額：「41～60W」の公衆街路灯の電気料金 <p>【その他の防犯灯（蛍光灯・水銀灯等）の電気料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：9月分の電気料金×6ヶ月（100円未満切り捨て） ・1灯あたりの限度額：「61～100W」の公衆街路灯の電気料金 <p>※年度途中でLED防犯灯を新設・廃止した場合，補助額が変更となりますので，ご相談ください。</p>		
申 請 期 間 等	提出期限：11月28日までに交付申請書を提出 (申請書類は9月上旬頃に対象団体に送付します。)		
交付対象団体	自治会・町内会，連合自治会，コミュニティ協議会		
問い合わせ先	中央区地域課地域振興グループ	223-7025	

制 度 名	自主防災組織結成助成	事業番号	7
助 成 対 象	自主防災組織を結成し、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施した場合、当該組織に対し、1組織1回を限度に結成助成を行います。		
助 成 内 容	<p>自主防災組織の加入世帯数に応じ、下の計算式によって求められた限度点数の範囲内で調達可能な防災資機材を防災訓練時に供与します。(ヘルメット、担架など)</p> <p>ただし、複数の自治・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治・町内会ごとに下の計算式により限度点数を求め、合計点数を限度点数とします。</p> <p>限度点数=50,000点+50点×加入世帯数</p> <p>※1自治会・町内会あたり70,000点を限度とします。</p> <p>※1自治会・町内会あたり2本、防災のぼり旗を供与します。</p>		
申 請 期 間 等	結成届出後、1年以内に自主防災訓練を実施することを申請の条件とします。		
交付対象団体	自主防災組織		
問い合わせ先	中央区総務課安心安全グループ	223-7064	

制 度 名	自主防災組織活動助成金	事業番号	8												
助 成 対 象	自主防災組織が自主的な防災訓練を実施し、5人以上の参加があった場合、防災資機材及び防災訓練に要した経費を助成します。														
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 条件：自主防災組織が自主的な防災訓練を実施し、5人以上の参加があった場合 <p>【通常の訓練の助成限度額】</p> <table> <tr> <td>5人～19人</td> <td>5,000円</td> <td>20人～29人</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>30人～300人</td> <td>20,000円</td> <td>301人～500人</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>501人以上</td> <td>30,000円</td> <td colspan="2">を上限とします。</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 助成対象経費：防災訓練に要した経費、防災資機材の購入費の3/4 <p>新潟市が推奨する訓練メニューを行った場合には、上記に加え、経費の範囲内で5,000円以内の額を増額し、助成金を交付します。</p> <p>※複数の自治会・町内会で構成される自主防災組織については、構成自治会等ごとに助成金額を算定し、合計額を交付します。なお、一定の要件を満たす場合は2回目まで助成します。</p>			5人～19人	5,000円	20人～29人	10,000円	30人～300人	20,000円	301人～500人	25,000円	501人以上	30,000円	を上限とします。	
5人～19人	5,000円	20人～29人	10,000円												
30人～300人	20,000円	301人～500人	25,000円												
501人以上	30,000円	を上限とします。													
申 請 期 間 等	訓練実施日の2週間前までに申請、訓練実施後30日以内(期限日が休日の場合は前倒し)に実績報告書の提出が必要です。														
交付対象団体	自主防災組織														
問い合わせ先	中央区総務課安心安全グループ	223-7064													

制 度 名	防災士育成助成金	事業番号	9
助 成 対 象	<p>地域で防災活動を行う組織が防災リーダーとしての活躍が見込まれる人に対して、防災士の資格取得のために当該地域組織が負担する経費に対し、助成金を交付します。</p> <p>※防災士…特定非営利活動法人日本防災士機構の承認登録を受けた人</p>		
助 成 内 容	<p>【対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料 ・防災士教本代 ・防災士資格取得試験受講料 ・防災士認証登録料 ・日本防災士機構へ納付する防災士資格取得特例規定による資格取得費用 <p>【助成額】</p> <p>補助率：上記対象経費の 1/2 上限：3万円</p>		
申 請 期 間 等	<p>対象経費納入前に交付申請書を中央区総務課（総務・安心安全グループ）へ提出してください。</p> <p>※予算の範囲内で助成</p>		
交付対象団体	自主防災組織，自治会・町内会，コミュニティ協議会		
問い合わせ先	中央区総務課安心安全グループ	223-7064	



(4) 循環型社会づくりに関する助成制度

制 度 名	クリーンにいがた推進員制度		事業番号	10					
助 成 対 象	自治会・町内会等の単位でクリーンにいがた推進員（任期1年）を推薦してもらい、推進員が活動することにより、自治会・町内会の世帯数に応じて協力金を支払います。 ※推進員に対するものでなく、自治会・町内会への協力金です。								
助 成 内 容	(1) クリーンにいがた推進員の活動内容 ①地域住民に対するごみの分別、排出及び再生利用の促進に関する指導・助言 ②地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発 ③一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整 ④市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力 (2) 上記活動内容等に基づき、市から送られる活動報告書の提出をもって協力金を支払います。 (3) 協力金額								
	世帯数	~50	51 ~100	101 ~150	151 ~200	201 ~300	301 ~400	401 ~500	501~
	年額 (円)	10,000	15,000	20,000	25,000	35,000	45,000	55,000	65,000
申 請 期 間 等	推薦は4月（変更は随時）、区役所の窓口又は廃棄物対策課へ提出								
交付対象団体	自治会・町内会、その他団体								
問い合わせ先	中央区窓口サービス課生活環境係				223-7168				
	廃棄物対策課分別・美化グループ				226-1405				

制 度 名	ごみ集積場設置等補助金	事業番号	11
助 成 対 象	ごみ集積場を管理する自治会・町内会などに対して、集積場の購入・修繕費、看板設置費用の一部を補助します。		
助 成 内 容	ごみ集積場 1ヶ所につき、15万円を限度に3/4補助 (100円未満切り捨て) 【補助対象経費】 ① 造物の購入に要する経費 ② 構造物の修繕に要する経費 ③ 看板の設置に要する経費(ごみ集積場及びごみ収集に関する看板に限る)		
申 請 期 間 等	申請は随時(購入前)、区役所の窓口へ提出		
交付対象団体	自治会・町内会、集積場管理団体		
問い合わせ先	中央区窓口サービス課生活環境係 廃棄物対策課分別・美化グループ	223-7168 226-1407	

制 度 名	地域清掃活動費等補助金	事業番号	12
助 成 対 象	自治会・町内会、地域コミュニティ協議会等が行う一斉清掃等の環境美化活動で使用する用具等の購入やその他当該活動にかかる費用の一部を助成します。		
助 成 内 容	・地域での一斉清掃・側溝清掃活動等 補助率 4/5 補助対象限度額 @250円×参加者数×4/5 (100円未満切り捨て)		
申 請 期 間 等	・清掃活動を実施する前に、区役所の窓口又は廃棄物対策課へ事前協議が必要 ・他の補助金(緑化活動推進事業など)を活用した活動は除く ・活動が終了した日から1月以内に、区役所の窓口又は廃棄物対策課へ申請書を提出		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他団体		
問い合わせ先	中央区窓口サービス課生活環境係 廃棄物対策課分別・美化グループ	223-7168 226-1405	

制 度 名	ごみ出し支援事業支援金		事業番号	13
助 成 対 象	<p>高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に対し、ごみ出し支援を行う団体に支援金を交付します。</p> <p>支援金の交付を受けようとする団体は、ごみ出し支援事業団体登録申請書兼口座振替申込書を事前に区役所の窓口又は廃棄物対策課に提出し、団体登録をする必要があります。</p>			
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみなどを利用者の玄関先からごみ集積場へ排出した場合 150円/利用者・日 ・粗大ごみを利用者の家屋等から玄関先へ排出した場合 600円/利用者・日 <p>※訪問した際、ごみ等が出されておらず、ごみ出しを伴わない場合は、<u>利用回数に含めることができません。</u></p>			
申 請 期 間 等	申請は随時、区役所の窓口又は廃棄物対策課へ提出			
交付対象団体	<p>自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、社会福祉協議会、その他団体</p> <p>※代表者の変更があった場合は、下記問い合わせ先へ届出をお願いします。</p>			
問い合わせ先	中央区窓口サービス課生活環境係	223-7168		
	廃棄物対策課分別・美化グループ	226-1407		

制 度 名	集団資源回収活動奨励金	事業番号	14
助 成 対 象	古紙（新聞・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック）、古繊維（古布・古着）を回収する集団資源回収活動に対して、奨励金を交付します。 また、集団資源回収活動に用いる資源物保管用倉庫の購入、新築、増改築及び改修に必要な経費の一部を補助するほか、活動を行う環境を整備するため、回収用具の譲与を行います。		
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励金の額は、回収量1kgあたり6円とし、その総額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額（振込みは四半期ごとの月末日（ただし金融機関休業の際は前日）） ・保管用倉庫補助金：要する費用の1/2（補助金額の範囲は2万円から10万円）※底面積が2.4㎡以上（増築の場合は、増築後の底面積が2.4㎡）のものが対象。 ・譲与する用具：看板 		
申 請 期 間 等	申請は随時、区役所の窓口または廃棄物対策課へ提出		
交 付 対 象 団 体	自治会・町内会、老人クラブ、PTA、再資源化しようとする団体 ※代表者の変更があった場合は、下記問い合わせ先へ届出をお願いします。		
問 い 合 わ せ 先	中央区窓口サービス課生活環境係 廃棄物対策課分別・美化グループ	223-7168 226-1407	

制 度 名	リユース食器普及事業	事業番号	15
助 成 対 象	使い捨て容器を削減するため、リユース食器の利用料金の一部を補助します。		
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・助成額：補助対象経費の総額の1/2（10円未満切り捨て）で、上限額2万円。ただし、会場内で参加者にリユース食器を用いて1,500食以上の食品または飲料を提供するイベントを開催する場合には上限額は5万円。 ・対象団体：自治会・町内会、コミュニティ協議会、NPO等の非営利団体 ・対象事業：対象団体が市内でリユース食器を用いて飲食品を提供するイベント <p>※年間利用回数には上限があります。また、イベントの内容によって、上限額が変わります。</p> <p>※リユース食器の紛失および破損等による弁償額は対象外です。</p>		
申 請 期 間 等	随時（イベント実施日の14日前までに申請書類を提出）		
交 付 対 象 団 体	自治会・町内会、コミュニティ協議会、NPO等の非営利団体		
問 い 合 わ せ 先	循環社会推進課企画グループ	226-1391	

(5) 衛生に関する助成制度

制 度 名	衛生害虫駆除用薬剤購入費補助	事業番号	16
助 成 対 象	自治会・町内会等が購入する衛生害虫駆除用殺虫剤の経費を補助します。		
助 成 内 容	<p>補助対象薬剤の単位あたりの補助基準額と購入額を比較し、少ない方の額に購入量を乗じて得た額の1/2（100円未満切り捨て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助の対象となる薬剤の種類 有機リン系殺虫剤，ピレスロイド系殺虫剤，昆虫成長制御剤，有機塩素系殺虫剤 <p>※購入前に薬種・散布場所等についてご相談ください。 （農薬，アメリカシロヒトリ駆除用薬剤及び家庭用殺虫剤は除く）</p>		
申 請 期 間 等	4月1日～1月末日まで月単位で受付。必要書類を揃えて区役所窓口サービス課又は保健所環境衛生課に提出。		
交付対象団体	自治会・町内会，連合自治会，コミュニティ協議会		
問い合わせ先	中央区窓口サービス課生活環境係	223-7168	

(6) 福祉に関する助成制度

制 度 名	赤ちゃん誕生お祝い会&交流会支援事業	事業番号	17
助 成 対 象	子育て世帯と地域がつながるきっかけを作ることで、安心して子育てできる地域づくりを推進するため、地域における「赤ちゃん誕生お祝い会」及び「交流会」の開催を支援します。		
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「赤ちゃん誕生お祝い会」開催委託料上限 20,000円＋（赤ちゃん人数×1,000円） ・「交流会」開催委託料上限額 お祝い会と別日に開催する場合：20,000円 お祝い会と同日に開催する場合：10,000円 ※予算枠の範囲で助成		
申 請 期 間 等	申請期間：随時 開催期間：年度内		
交付対象団体	自治会・町内会，コミュニティ協議会，その他		
問い合わせ先	中央区健康福祉課地域福祉担当	223-7252	

制 度 名	敬老祝会助成事業	事業番号	18
助 成 対 象	長年社会の発展に寄与してきた高齢者に対し、地域で長寿を祝い、広く市民の高齢者福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図るため、自治会やコミュニティ協議会が9月～10月に実施する地域交流を目的とした敬老祝会に対し、かかる経費の一部を助成します。（対象地域が決まっています。）		
助 成 内 容	対象地域：東区，中央区，秋葉区，西区 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会やコミュニティ協議会が9月～10月に実施する地域交流を目的とした敬老祝会に係る経費（事務費，会場費，会場で出される飲食代（アルコールは除く），祝品代など）に対する助成 ・かかった経費のうち，1人あたり1,000円を上限に助成 ただし，団体ごとに下記上限額の範囲内 自治会・町内会：30,000円/団体 コミュニティ協議会：200,000円/団体 		
申 請 期 間 等	7月1日～7月31日（各区役所健康福祉課が申請窓口となります。）		
交付対象団体	自治会・町内会・コミュニティ協議会		
問い合わせ先	中央区健康福祉課高齢介護担当	223-7216	

制 度 名	地域の茶の間支援事業 (地域の茶の間助成事業)	事業番号	19
助 成 対 象	地域の集会所や公民館などを利用して、こどもや高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を通じ、住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、地域の茶の間の活動主体に対して、開催頻度に応じた運営経費の助成を行います。		
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回開催：助成上限額 2,500 円/月 ・月2回以上開催：助成上限額 5,000 円/月（※） ※月2回以上開催する地域の茶の間については、36 月以内に週 1 回以上開催するための計画書の提出を助成の条件とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の茶の間支援事業（週 1 回以上）の交付を受けている活動主体は原則、助成を受けることはできません。 		
申 請 期 間 等	月単位で随時受付（各区社会福祉協議会が申請窓口となります。）		
交 付 対 象 団 体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他		
問 い 合 わ せ 先	中央区社会福祉協議会	210-8720	

制 度 名	地域の茶の間支援事業（週 1 回以上）	事業番号	20
助 成 対 象	地域の集会所や公民館などを利用して、こどもや高齢者、障がい者等、誰もが気軽に集まり交流できる場である「地域の茶の間」を通じ、住民同士が支え合うしくみづくりの構築を図るため、週 1 回以上開催する地域の茶の間の活動主体に対して、立ち上げ経費及び運営経費の一部の助成を行います。		
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・初期費用（初年度のみ）：消耗品費、印刷製本費、備品購入費など 助成上限額 200,000 円/団体 ・運営経費：事業に係る経費。ただし、食糧費は除く。 助成上限額 20,000 円/月×実施月数（年間） ※地域の茶の間支援事業（地域の茶の間助成事業）の交付を受けている活動主体は運営経費の助成を受けることはできません（初期費用は可）。		
申 請 期 間 等	月単位で随時受付		
交 付 対 象 団 体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他		
問 い 合 わ せ 先	中央区健康福祉課高齢介護担当	223-7216	

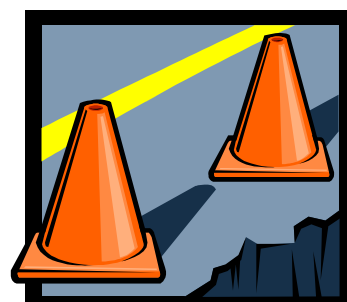
制 度 名	住民主体の訪問型生活支援	事業番号	21
助 成 対 象	ボランティア団体、地縁団体、NPO 法人等が、要支援認定者等へ掃除やゴミ出し、洗濯、調理、日用品等の買い物、電球交換、ペットの世話、雪かき等、日常の生活支援を実施する場合、その実施団体に対して運営経費等の一部を補助します。		
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・初期費用（初年度のみ）：消耗品費、印刷製本費、備品購入費など 助成上限額 200,000 円/団体 ・運営経費：利用調整役の人件費、保険料、通信費など （従事者への人件費等の直接経費は除く） 助成上限額 20,000 円/月×実施月数（年間） 		
申 請 期 間 等	月単位で随時受付		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	中央区健康福祉課高齢介護担当	223-7216	



(7) 排水ポンプ・私道・除雪等に関する助成制度

制 度 名	応急排水ポンプ維持管理費助成	事業番号	22
助 成 対 象	自治会・町内会等が設置し、かつ、これを維持管理する費用の一部を助成します。		
助 成 内 容	自治会・町内会が設置した応急排水ポンプの維持管理費のうち、必要と認められた額の4/5以内を助成（100円未満切り捨て）		
申 請 期 間 等	年度当初		
交付対象団体	自治会・町内会		
問い合わせ先	中央区建設課管理係	223-7403	

制 度 名	私道等整備費助成	事業番号	23
助 成 対 象	自治会・町内会等が施工する一定基準の私道等の舗装新設・修繕、側溝新設・修繕、交通安全施設（防護柵）新設・取替の工事費を助成します。		
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象基準工事費又は当該工事費のいずれか少ない額の1/2 ・家屋連担地域内における幅員2メートル以上のものでかつ次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路の両端が公道に接続 (2) 道路の一端が公道に接続し、かつ、他の一端が幅員2m以上の私道等に接続 (3) 道路の一端が公道又は幅員2m以上の私道等に接続し、かつ、他の一端が公共施設等へ通じるもの (4) 道路の一端が公道に接続する幅員2.5m以上の袋小路で、奥行30m以上のもの又は5戸以上の家屋が接するもの ・該当する私道等が法定外公共物である道路の場合は、上記(1)～(4)の幅員が1.8m以上であれば対象となります。 		
申 請 期 間 等	申請は随時（年度内） ※予算の範囲で助成		
交付対象団体	自治会・町内会		
問い合わせ先	中央区建設課管理係	223-7403	



制 度 名	自治会除雪助成	事業番号	24
助 成 対 象	自治会・町内会が、除雪協力業者等に依頼し道路の除排雪を行った場合に費用の一部を助成します。		
助 成 内 容	<p>(1) 建設機械（グレーダ、ドーザ、ローダ等）で除排雪したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公道除雪の道路除排雪費（市が別に定める基準により計算した道路除排雪費と自治会が負担した道路除排雪費とを比較していずれか小さい額。以下各号で同じ）の全額。 ・私道等除雪 1 回目は道路除排雪費の 1/2 の額。 同一路線 2 回目以降は 3/4 の額。 <p>(2) 農業用トラクターで除雪をしたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公道除雪の道路除排雪費の全額 ・私道等除雪 1 回目は道路除排雪費の 1/2 の額。 同一路線 2 回目以降は 3/4 の額。 <p>(3) 排雪運搬用トラックで排雪をしたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路排雪費（市が別に定める基準により計算した道路排雪費と自治会が負担する道路排雪費を比較していずれか少ない額）の全額 		
申 請 期 間 等	除雪を行った年度内（降雪状況によっては次年度 4 月中旬まで）		
交付対象団体	自治会・町内会		
問い合わせ先	中央区建設課管理係	223-7403	

制 度 名	新潟市歩道除雪奨励金交付制度	事業番号	25
助 成 対 象	新潟市管理道路の歩道除雪において、地域コミュニティ協議会、自治会・町内会、PTA 等が自主的に実施する歩道除雪に対し奨励金を交付します。		
助 成 内 容	<p>(1) 補助対象内容 除雪機械（ハンドガイド式）や、スコップ、スノーダンプ等の除雪道具を使用し、歩道上の一定幅員や道路横断箇所において、雪を除去する作業。</p> <p>(2) 奨励金の交付額 ①基本額として、1人1回あたり500円（1日2回を限度とする） ②実績額として、 ・除雪延長 10m当り 130 円 ・道路横断箇所除雪 1 箇所当り 130 円 ③奨励金は1団体当たり20万円を限度とする。</p> <p>(3) 補助の条件 ・歩道の積雪が概ね 10cm に達している場合 など</p>		
申 請 期 間 等	随時		
交付対象団体	コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他		
問い合わせ先	中央区建設課管理係	223-7403	

制 度 名	新潟市歩道除雪機械購入補助金交付制度	事業番号	26
助 成 対 象	「新潟市歩道除雪奨励金交付制度」に登録する団体を対象に、歩道除雪機械を購入する際の費用の一部を補助します。		
助 成 内 容	<p>(1) 補助対象内容 ハンドガイド式歩道除雪機械の購入費とする。 ただし、中古品は対象外とする。</p> <p>(2) 補助金の交付額 購入に要する費用の 1/2 以内の額 (1,000 円未満切り捨て)。 上限額 100 万円/団体 下限額 10 万円/団体</p> <p>(3) 補助の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入初年度は、各区建設課が開催する機械操作研修会に参加すること ・補助交付年度から 4 年間は「新潟市歩道除雪奨励金交付制度」の団体登録をすること ・機械購入日から 4 年を経過する日までの間は、当該機械の転売・売り払い・譲渡・交換又は廃棄をしてはならない。 <p style="text-align: right;">など</p>		
申 請 期 間 等	随時 ※予算の範囲内で助成 (事前に中央区建設課へご相談ください)		
交付対象団体	コミュニティ協議会, 自治会・町内会, その他		
問い合わせ先	中央区建設課管理係	223-7403	

制 度 名	公園愛護協力費	事業番号	27
助 成 対 象	公園愛護会が行う公園の除草、清掃などの活動や事故などの通報に対する謝礼です。		
助 成 内 容	<p>各地区の公園の維持・管理活動に対して、公園愛護会単位で支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1公園につき19,000円+面積割100㎡あたり2,500円 ・限度額：1公園につき200,000円 ・公園愛護会は任意団体で、老人クラブ、婦人会等で組織している場合もあり、自治会とは必ずしも一致しません。 ・新規で公園愛護活動する場合は区役所建設課に相談してください。 		
申 請 期 間 等	活動報告書（写真添付）、口座振込申込書を12月下旬までに提出。提出依頼文・様式は区役所建設課から10月下旬にお送りします。		
交付対象団体	公園愛護会 ※代表者の変更があった場合は、下記問い合わせ先へ届出をお願いします。		
問い合わせ先	中央区建設課管理係	223-7403	

制 度 名	新潟市緑化活動推進事業	事業番号	28
助 成 対 象	公園・道路・河川などで、緑化活動を行う自治会・町内会、NPO法人、その他概ね5人以上で組織する任意のグループに対し、花苗・種・球根の購入費の一部を補助します。		
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：花苗・種・球根の購入に対する補助 ・条 件：活動場所が、公園、道路、河川敷又は公共施設敷地内で外部から植栽が確認できる場所であること。活動についてはあらかじめ施設を管理するものの承諾を得ること。実施後は適切かつ継続して維持管理を行うこと など。 ・限 度 額：5万円（消費税込み） 		
申 請 期 間 等	4月上旬に中央区建設課に書類を提出してください。		
交付対象団体	自治会・町内会、コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	中央区建設課管理係	223-7403	

(8) その他の制度

制 度 名	地域活動補助	事業番号	29
助 成 対 象	コミュニティ協議会や自治会・町内会、NPO などが行う地域課題の解決を図る活動及び地域コミュニティ活動の活性化を図る活動等に要する費用に対して補助金を交付し、地域住民による自主的及び主体的なまちづくり活動の取り組みを支援します。		
助 成 内 容	<p>【地域活動補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率：A型：年度内に複数日実施される重点事業 補助率 10/10 B型：コミ協広報紙発行事業 補助率 3/4 C型：地域課題の解決を図る活動（A・B型以外）補助率 1/2 ※上記のほか地域コミュニティ協議会重点事業枠を設定（コミ協が選ぶ1事業 10/10 補助） ・限度額：コミュニティ協議会、自治会・町内会 20万円 ※複数の小学校区で構成されるコミ協および2つのコミ協が合同で実施する場合は40万円 ※3つ以上のコミ協が合同で実施する場合は最大60万円 その他の非営利団体 10万円 		
申 請 期 間 等	少なくとも事業実施の2週間前までに申請書類を提出。 ※予算の範囲内で助成		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他		
問い合わせ先	中央区地域課地域振興グループ	223-7025	

制 度 名	設備整備補助	事業番号	30
助 成 対 象	地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げ、コミュニティの健全な発展を図るため、地域活動に必要な高額備品の整備にかかる費用の一部を補助します。		
助 成 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費：20万円以上の設備整備（備品の購入など）に係る経費 ・補 助 率：1/2 ・限 度 額：下限 10万円～上限 30万円 		
申 請 期 間 等	4月1日～5月30日 ※申請内容を審査し、7月頃までに交付決定・不決定について連絡します。		
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会		
問い合わせ先	中央区地域課地域振興グループ	223-7025	

制 度 名	市民活動保険	事業番号	31
助 成 対 象	<p>ボランティア等公益的な市民活動中のケガや事故を対象とした保険制度です。対象となる活動は以下のとおりです。</p> <p>(1) 新潟市内の地域コミュニティ協議会, 自治会・町内会, その他地域団体が継続的, 計画的に行うボランティア活動</p> <p>(2) 新潟市の主催, 共催, 依頼事業に従事するボランティアの活動</p>		
助 成 内 容	<p>【傷害保険】</p> <p>死亡：500万円, 後遺障害：15万円～500万円 入院：1日あたり3千円, 通院：1回あたり2千円</p> <p>【賠償保険】</p> <p>対人：1事故につき上限1億円, 対物：1事故につき上限1億円 受託者賠償：1事故につき上限100万円（自己負担額1万円）</p>		
申 請 期 間 等	事故発生後1週間以内に市民活動事故発生通報書を提出。		
交付対象団体	自治会・町内会, コミュニティ協議会, その他		
問い合わせ先	中央区地域課地域振興グループ	223-7025	

制 度 名	空き家活用推進事業（地域活動活用タイプ）	事業番号	32
助 成 対 象	<p>空き家の有効活用を推進することを目的として, 空き家や除去後の跡地を, 地域の課題解決や活性化に向けた地域活動の拠点として活用する団体に対し, その経費の一部を補助します。</p>		
助 成 内 容	<p>補助対象内容には(1)(2)の2種類があります。</p> <p>(1) 活用 補助対象：空き家を集会施設等で活用するための改修工事（外構含む） 補助率等：工事費の1/3 上限100万円 併せて耐震改修を行う場合 上限200万円</p> <p>(2) 跡地活用 補助対象：跡地活用のための空き家の除却工事, 外構整備工事 補助率等：工事費の1/3 上限50万円</p>		
申 請 期 間 等	4月～12月 ※予算がなくなり次第終了		
交付対象団体	コミュニティ協議会, 自治会・町内会, その他非営利団体		
問い合わせ先	建築部住環境政策課空き家対策・活用推進室	226-2813	

制 度 名	新潟市バス停上屋等整備事業補助金	事業番号	33
助 成 対 象	バス利用者の増加を図り、地域の移動手段を確保するため、個人や法人、地域団体が必要とするバス停付近のベンチや上屋などを設置する際に経費の半額を補助します。		
助 成 内 容	補助対象事業：バス停ベンチ，上屋，情報案内システム 補助対象経費：調査・設計費，材料費，工事費等 補助上限額：ベンチ 25 万円，上屋 400 万円 情報案内システム 400 万円		
申 請 期 間 等	実績報告書を事業完了後30日以内又は当年度の3月15日のいずれか早い日に提出できるもの（事前に都市交通政策課へご相談ください）		
交付対象団体	コミュニティ協議会，自治会・町内会，個人，法人		
問い合わせ先	都市政策部都市交通政策課	226-2753	

4 主な事務の年間予定(令和7年度)

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・4/1 現在世帯数報告 ・集団資源回収活動奨励金振込み(四半期ごと) ・法人市民税の均等割減免申請(※認可地縁団体のみ) ・固定資産税の減免申請(自治会・町内会集会施設) 	10日まで 25日頃予定 30日まで 第1期納付期限日まで
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯設置補助金交付申請 締切 ・地域活動補助金【設備整備補助】交付申請 締切 ・区政懇談会 	30日まで 30日まで 5月中旬~6月上旬頃
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・事務委託料 第1期分入金 ・中央区社協一般会員会費募集のお願い ・日赤中央区地区協力金募集のお願い 	25日 中旬 6月下旬~7月上旬頃
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収活動奨励金振込み(四半期ごと) 	25日頃予定
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・事務委託料 第2期分入金 ・赤い羽根共同募金の協力依頼 	25日 中旬
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・10/1 現在世帯数報告 ・集団資源回収活動奨励金振込み(四半期ごと) 	15日頃まで 25日頃予定
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯電気料補助金交付申請 締切 (9月分の「領収書」と「電気料金請求内訳書」等を添付) ・歳末たすけあい募金の依頼 	28日まで 中旬
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・事務委託料 第3期分入金 	25日
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収活動奨励金振込み(四半期ごと) ・防犯灯電気料補助金入金 ・交通災害共済 加入申込書類配布依頼 	25日頃予定 下旬~ 下旬
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度用ごみカレンダー配付依頼 ・事務委託料 第4期分入金 ・交通災害共済 加入とりまとめ 	3月上旬 25日 末日まで



にぎわう都心、豊かな自然、
みなとまち文化が織りなす
活気あふれる拠点のまち
中央区

【編集・発行】

新潟市中央区役所地域課

〒951-8553 新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地
NEXT21 5 階

電話 025-223-7025(直通) FAX 025-223-3660

URL <https://www.city.niigata.lg.jp/chuo/>